

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和4年1月21日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100331号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100066号

第1 結論

1 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑩の標準賞与額を、それぞれ同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間①から⑩の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①から⑩の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

2 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間③、④、⑦、⑧及び⑨の標準賞与額を、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間③、④、⑦、⑧及び⑨の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年6月
② 平成16年12月
③ 平成17年6月
④ 平成17年12月
⑤ 平成18年6月
⑥ 平成18年12月
⑦ 平成20年12月
⑧ 平成21年6月
⑨ 平成23年12月
⑩ 平成24年6月

A社から毎年6月と12月に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、請求期間①から⑩に係る賞与の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①から⑩について、賞与関連資料(請求者から提出された賞与明細書、源泉徴収票、年末調整の資料及び給料支払明細書並びに同僚から提出された賞与明細書及び給料支払明細書並びに金融機関から提出された請求者の取引推移表をいう。以下同じ。)、A社の事業主の回答及び陳述並びにオンライン記録により、請求者は、別表の第1欄に掲げる請求期間について同社から同表の第2欄に掲げる標準賞与額に見合う賞与を支給され、同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑩に係る標準賞与額については、賞与関連資料により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第1欄に掲げる期間について、同表の第4欄に掲げる額に訂正することが必要である。

また、請求期間⑤から⑩の賞与支給日については、取引推移表により、別表の第1欄に掲げる日とし、請求期間①から④の賞与支給日については、賞与関連資料から確認できないことから、賞与支給月の月末とし、それぞれ同表の第1欄に掲げる日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間①から⑩の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間③、④、⑦、⑧及び⑨について、請求者から提出された賞与明細書及び年末調整の資料により、請求者は、A社から上記1の訂正後の標準賞与額より高い標準賞与額に見合う賞与額を支給されていることが確認できることから、別表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間③、④、⑦、⑧及び⑨に係る別表の第5欄に掲げる訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
請求期間 (賞与支給日)	賞与支給額に 見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正による 標準賞与額	厚生年金保険法 第75条本文 訂正による 標準賞与額
①平成16年6月 (30日)	54万円	54万円	54万円	
②平成16年12月 (31日)	54万円	54万円	54万円	
③平成17年6月 (30日)	54万円	36万円	36万円	54万円
④平成17年12月 (31日)	54万円	38万円	38万円	54万円
⑤平成18年6月 (22日)	54万円	38万円	38万円	
⑥平成18年12月 (21日)	54万円	38万円	38万円	
⑦平成20年12月 (22日)	54万円	38万円	38万円	54万円
⑧平成21年6月 (24日)	54万円	38万円	38万円	54万円
⑨平成23年12月 (21日)	50万円	38万円	38万円	50万円
⑩平成24年6月 (25日)	55万円	55万円	55万円	

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100376号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100067号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月18日の標準賞与額を48万8,000円、平成16年7月16日の標準賞与額を46万8,000円、同年12月3日の標準賞与額を51万4,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月18日、平成16年7月16日、同年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月18日、平成16年7月16日、同年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月18日
② 平成16年7月16日
③ 平成16年12月3日

請求期間当時、A社に勤務しており、賞与については例年7月と12月の年2回支給され、厚生年金保険料が控除されていた。年金記録を確認したところ、請求期間①、②及び③に係る賞与の記録がないので、調査の上、当該期間について記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、請求者から提出された預金通帳の写し及びA社の複数の同僚から提出された賞与明細書から判断すると、請求者は当該期間において同社から賞与の支払を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、請求者から提出された預金通帳の写し及び複数の同僚から提出された各請求期間に係る賞与明細書により推認される賞与額から、請求期間①は48万8,000円、請求期間②は46万8,000円、請求期間③は51万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成18年7月13日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主からは、平成15年7月18日、平成16年7月16日及び同年12月3日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。